

区分	費用区分	対象経費	対象外経費
報償費	給与	隊員の給与	
活動費	研修費	研修受講、資格取得に要する経費	
	住居費	隊員が居住する住居の家賃等*1	光熱水費、共益費、敷金礼金
	事務所費	協力隊の活動拠点の家賃等*2	光熱水費、共益費、敷金礼金
	報償費	講師、協力者等に対する謝礼(個人)	記念品代
	旅費	講師等の交通費、隊員の研修旅費	隊員の日常的交通費
	消耗品費	消耗品、消耗機材、書籍、材料等の購入費、会議時の飲み物代 等	個人に帰属する物品の購入費、会議時の食事・弁当代
	備品購入費	備品の購入費*3	個人に帰属する備品の購入費
	燃料費	事業用燃料、自動車の燃料	
	印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の印刷代	
	修繕料	家屋・備品・機械の修繕費	
	通信運搬費	切手等の郵便関係費、運搬費	隊員の日常的通信運搬費
	手数料	各種申請手数料、銀行振込手数料	
	役務費	点検費、講師謝礼(法人等団体)	
	保険料	申請者及び参加者等の損害・賠償責任等保険料、自動車損害保険料等	
	委託料	業務委託料及び設計等委託料	契約書のない委託料
	使用料・賃借料	会場や会議室、機器等の使用料又は賃借料、自動車借上料*4、リース料	
	原材料費	建物等の建築又は事業に必要な資材等の購入費	
その他	町との事前協議により、事業実施に必要な不可欠と認められた経費		

(注) 上記の経費(住宅費を除く。)はいずれも、直接、地域おこし協力隊活動の用に供されるものでなければ対象経費としない。

なお、必要経費については事前に協議のうえ、町が認める範囲の額に限るものとする。

*1.*2 住宅費と事務所費の合計の上限は、吉賀町の給与に関する条例第12条の2に準じることとする。

- *3 事前に相談すること（おおむね3年を超えて使用に耐えるもので、取得価格がおおむね1万円以上のもの。また、減価償却費対象のものを除く。）
- *4 自動車借上料の上限は、吉賀町の給与に関する条例第12条の3に準じることとする。自動車借上料に燃料費は含むものとする。